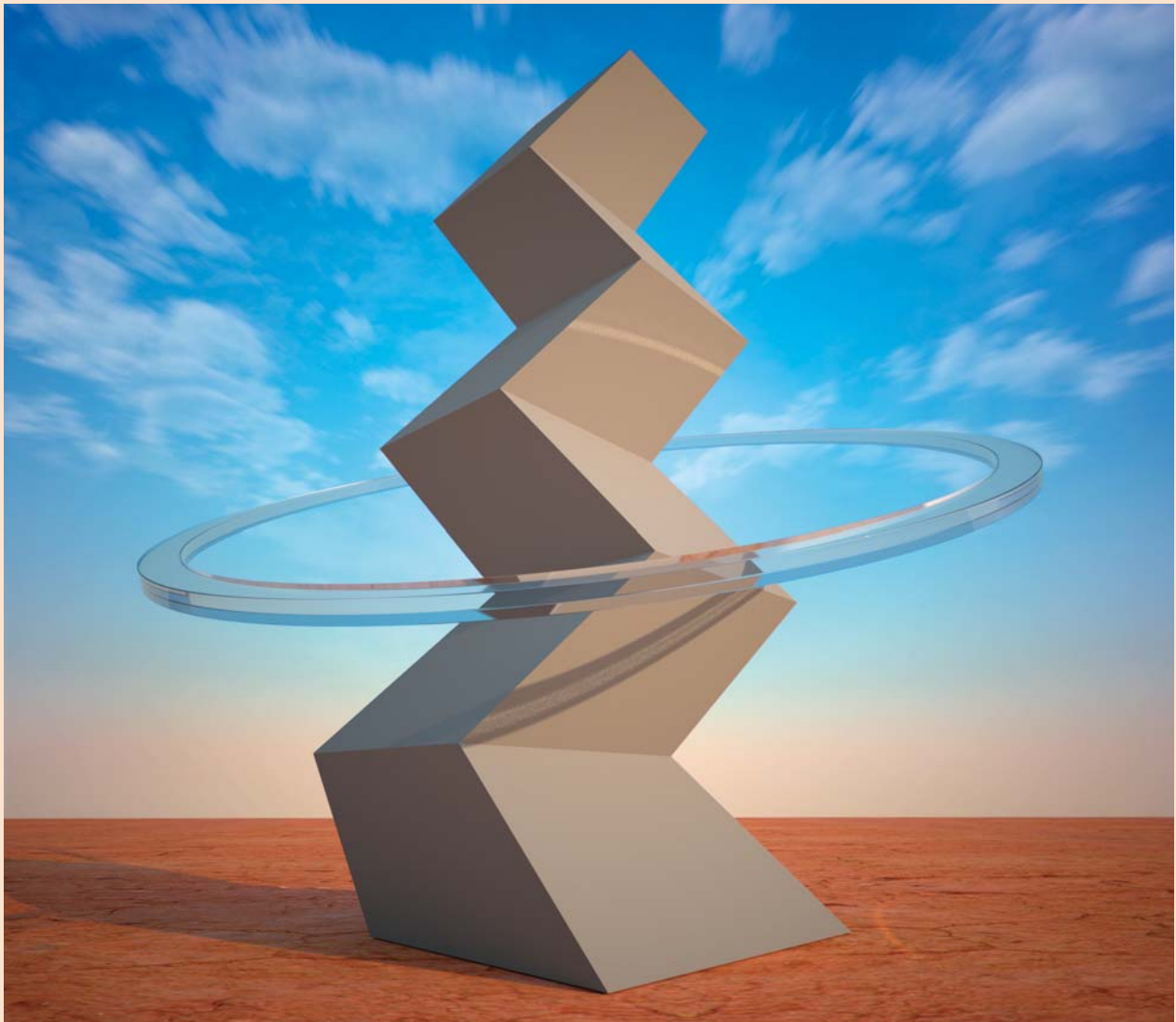


平成19年8月

お客様の施工される工事に関わる万一の事故からお客様を守り、安定経営に役立つ

# 工事シングルガード



（「工事シングルガード」は建設工事保険に、工事の目的物に関する特約・総括契約に関する特約等を付）  
帯したもののペットネームです。

# 1年間のすべての工事について、充実の補償をご提供します!

## 工事シングルガードの特徴

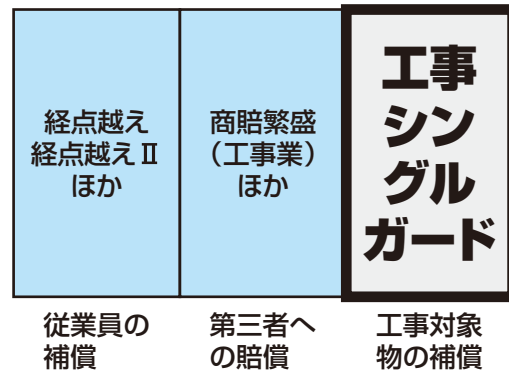
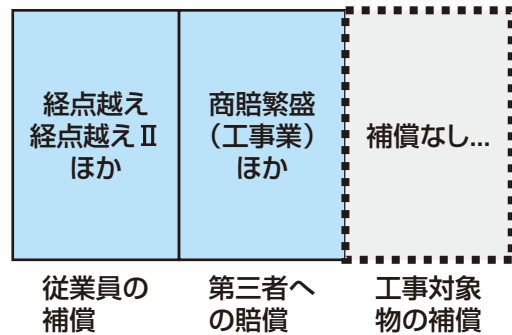
工事対象物に対して、充実した特約で手厚く補償!

1年間のすべての工事をまとめて補償!  
(保険のかけ忘れの心配が不要です。事務手続きも簡単です。)

## 工事シングルガードの対象となる工事

- 建築工事**…木造住宅建築、ビル建築、内装・外装工事
- 設備工事**…電気工事、配管工事、各種機械の据付設置などの工事
- 土木工事**…上下水道、造園、道路、トンネル、河川工事など

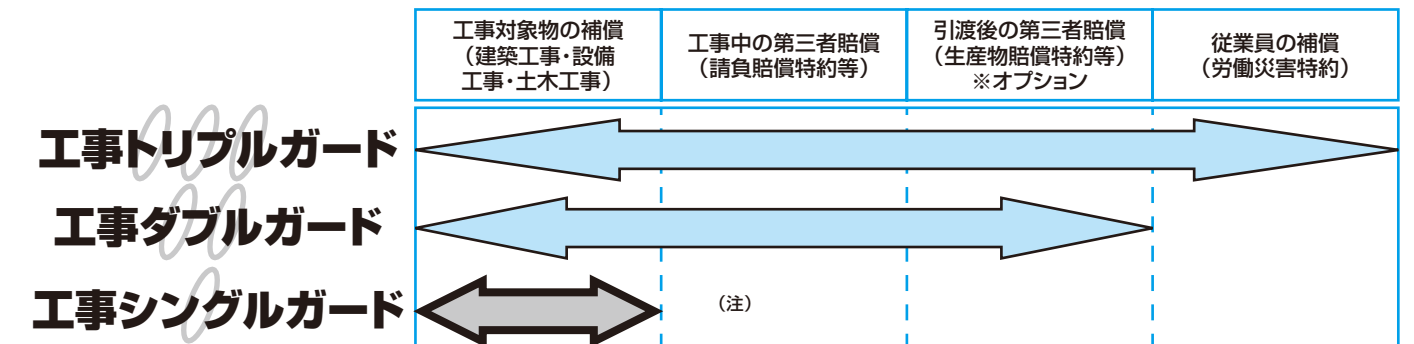
## こんな場合におすすめ



## 《このご契約においてご注意いただく点》

- (1) 保険責任期間…保険期間(1年間)中に発生した事故が対象となります。
- (2) 保険料を最近会計年度の年間完成工事高から算出し、通知・精算を不要とする契約方式(確定保険料方式)をとっています。ただし、一部この取扱いができない場合があります。この場合は、暫定保険料方式として、個々の工事通知と確定精算が必要です。  
 また、その他ご注意いただく点がありますので、別紙の「確定保険料方式のご案内」を必ずご覧ください。
- (3) この保険契約の最低保険料は、10,000円となります。
- (4) 下請工事の場合、工事対象物の補償は、契約上または法律上自己にて復旧する必要があるもののみお支払いします。(例:作業ミス等)
- (5) 保険料の分割払い…保険料が30万円以上の場合、12回の分割払い(口座振替または手集金)が可能です。また、2・4・6回の分割払い(手集金のみ)も可能です。  
 なお、保険料が30万円未満の場合は、12回の分割払い(口座振替または手集金)のみ可能です。ただし、払込方法により保険料が割増となりますのでご注意ください。  
 ※初回保険料の口座振替が可能な場合もあります。
- (6) 年間完成工事高30億円以下の建設業のお客様の専用の商品です。ただし、以下の工事種類しか行わないお客様は加入できません。
  - ・解体工事
  - ・浚渫工事

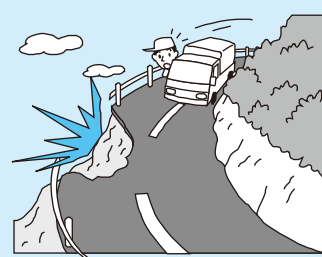
## ラインアップ



## 工事対象物の補償

### このような場合にお支払いする保険です

火災・台風・作業ミスなど、工事期間中に  
工事現場で偶然な事故により  
工事対象物(保険の対象となる物)などに  
生じた損害を補償します。



### 補償内容

- 【保険の対象となる方】**  
お客様、下請負人、リース業者、発注者、下請工事の場合の元請負人
- 【保険の対象となる物の範囲】**  
工事対象物、仮工事、工事前仮設建物(工事前仮設物も含まれます。)  
工事前機械・器具は対象となりません。  
(注)発注者などから支給された資材などは、工事請負金額の10%または10万円のいずれか大きい金額まで補償されますのでご注意ください。ただし、控除額が適用されますのでご注意ください。
- 【保険の対象となる事故】**  
工事現場における、荷卸開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害について保険金をお支払いします。資材・仮設材については、お客様による運搬中も補償の対象となります。

### お支払いする保険金

- 【建設工事・設備工事】**  
 損害保険金 + 残存物取片付け費用保険金 + 臨時費用保険金  
損害額から控除額を引いた額(保険金額限度)
残存物の解体・取壊・運搬処分による費用(損害保険金の10%限度)
損害により臨時に生じる費用(損害保険金の20%、500万円限度)
- 【土木工事】**  
 損害保険金 + 残存物取片付け費用保険金  
損害額から控除額を引いた額(お支払い限度額限度)
残存物の解体・取壊・運搬処分による費用(損害保険金の10%限度)
- ※土木工事による事故についてお支払いする保険金は、損害保険金と残存物取片付け費用保険金を合算してお支払い限度額となります。

### 補償額

- 【建設工事・設備工事】**  
 お支払い限度額 1事故あたり → 工事の請負金額  
 控除額 (1事故につき) 火災・落雷・破裂・爆発による損害 → 控除額なし  
 その他の損害 → 控除額10万円
- 【土木工事】**  
 お支払い限度額 1事故あたり → 1,000万円と請負金額のいずれか小さい額  
 1事故あたり → 2,000万円  
 控除額 (1事故につき) 火災・破裂・爆発による損害 → 控除額なし  
 盗難による損害 → 控除額10万円  
 その他の損害 → 上下水道・造園工事 — 50万円  
 河川・トンネル・港湾・海岸・土地造成・ダム・災害復旧工事 — 300万円  
 その他の工事 — 100万円
- ※資材・仮設材の運搬中の損害は、1事故につき100万円がお支払い限度額となります。(ただし、1事故につき10万円は自己負担となります。)

(ご注意) 「工事シングルガード」に、賠償の補償、または労災の補償をカバーする特約を付帯することはできません。

## お支払い事例

事故の形態	事故の概要	お支払い額
工事対象物の事故 (建設工事・設備工事)	軽量鉄骨天井の下地吊ボルトを溶接中、溶接の火花が断熱防湿板に燃え移り、壁体を残して全焼した。	1,895万円
	強風のため足場が崩れ、建設中の建物のガラスを破損した。	95万円
工事対象物の事故 (土木工事)	下水道工事にて、豪雨により現場工区内に土砂が流入し、鉄筋型枠内に土砂が堆積した。	875万円
	道路工事中、集中豪雨により建設中の道路法面が崩壊した。	583万円

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 工事中の工事対象物の損害

#### 【建築工事、設備工事、土木工事共通】

1. 保険契約者、被保険者、もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
2. 風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
3. 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
4. 残材調査の祭に発見された紛失または不足の損害
5. 保険の対象が当該工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた火災、破裂・爆発以外の損害
6. 保険の対象の性質もしくははかしまはその自然の消耗もしくは劣化
7. 湧水の止水または排水費用
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政治奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
9. 官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害
10. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
11. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、およびその他の放射線照射または放射能汚染

など

#### 【建築工事・設備工事の場合、下記の損害もお支払いできません。】

1. 工事前仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
2. 保険の対象の設計、施行、材質または製作の欠陥を除去するための費用  
(注) 工事の途中で住宅金融支援機構特約などの特約火災保険が付保された場合、特約火災保険でお支払いの対象となる損害(火災など)については、原則としてこの保険ではお支払いの対象となりません。

など

#### 【土木工事の場合、下記の損害または費用もお支払いできません。】

1. 保険の対象の設計、施行、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用(ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害を除きます。)
2. 土砂の圧密沈下のために追加して行った埋立・盛土または整地工事の費用

3. 掘削工事にともなう余掘りまたは肌落ちの損害
4. 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害
5. 不発爆弾または機雷によって生じた損害
6. 浚渫部または再浚渫部に生じた損害
7. 矢板、杭、H型鋼、地中壁その他これらに類するものの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらのものの流入を防止するために要する費用
8. 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正に要する費用
9. コンクリート部分のひび割れの損害
10. 矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
11. 支保工建込み後に土圧によって生じた支保工、掛矢板その他これらに類する物の変型、歪み等の損害
12. 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害
13. 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは侵食の損害
14. 芝、樹木その他の植物の枯死(当該植物の生命が全く絶たれた状態をいう。)
15. 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池その他これらに類する物に流入した土砂・水・岩石・草木その他これらに類する物を除去する費用
16. 舗装工事またはこれらに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剝離、ひび割れその他これらに類する損害
17. 海水のたまりを除去する費用

など

### 万一事故にあわれたら

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店またはお近くの損害保険ジャパンまでご連絡ください。

夜間・休日事故サービスセンター  
☎0120-727-110

(株)損害保険ジャパン・ハートフルライン

【受付時間】平日(月～金) 17時～翌9時

土日祝日(12/31～1/3を含みます。)24時間

\*営業時間内には取扱代理店またはお近くの損保ジャパンに必ずご連絡ください。

## ご 注 意

#### ●保険料領収証・保険証券について

保険料をお支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、保険証券は、大切に保管してください。なお、お申込み後1カ月経過後も保険証券が届かない場合には、お近くの損保ジャパンにご照会ください。

#### ●代理店の役割

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

#### ●次のような場合には事前に損保ジャパンまたは取扱代理店にご連絡下さい。

住所を変更される場合  
保険金額等ご契約内容を変更される場合  
この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合  
ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### ●共同保険契約に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。また、ご契約の際には必ず「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。

★ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

#### ●保険金・返れい金等のお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)\*またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

#### ●個人情報の取扱について

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ●クーリングオフの取扱について

この保険は、クーリングオフの対象とはなりませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>